

問題

《唐代～清代の税制》

中国の歴代王朝によって施行された税制は、基本的に中国が農業社会であることを前提としていたと見ることができる。★²唐代から清代に至る時期における中国の税制の変遷について、★³税制の転換の背景となった事情にも触れつつ、300字以内で説明せよ。(30点)

ポイント

中国の社会・経済史を理解する上で非常に重要な要素である、税制の変遷について出題した。税制の名称を列挙するだけでなく、「いつ」「なぜ」「どのように」変化したのかを明らかにしながら解答を作成することを心掛けてほしい。

解答

唐では農民に土地を支給する均田制が実施され、これに基づく租庸調制によって、穀物や布、労役が税として課された。唐代中期には、荘園制の拡大や安史の乱以降の社会的混乱によって均田制・租庸調制が崩壊したため、土地の私有を公認し、資産に応じて課税する両税法が採用された。明代には商工業の発展による貨幣経済の浸透、日本銀・メキシコ銀など海外からの銀の大量流入を背景として、土地税や人頭税など諸税を一本化して銀納させる一条鞭法が16世紀中頃から実施された。清代には人口の増加からさらなる徴税の簡素化がはかられ、18世紀前半には人頭税を土地税に繰り込み、一括して銀納させる地丁銀制が実施され、土地のみが徴税対象となった。(300字)

解法

思考のプロセス

設問要求の整理① 税制が「いつ」「どのように」変化したのかを明らかにする

★²で問われている「変遷」を説明するためには、税制の名称だけでなく、**変化した時期、課税対象や徴税方法**などの具体的な内容まで踏み込む必要がある。★¹の記述もヒントにして、農産物を生み出す土地とその生産・流通に関わる人民に対して、歴代王朝がどのように課税したかという視点から解答を考察するとよい。

設問要求の整理② 税制が「なぜ」変化したかを明らかにする

★³で「転換の背景」とあることから、**中国の税制が変化した理由**を明らかにすることが求められていると解釈できる。上記の税制の変化が、なぜその時代に起こったのかという視点から解答を考察するとよい。

■中国の税制は「いつ」「どのように」変化したか？

唐代～清代に行われた税制は、次ページの表のようにまとめられる。太字の部分を中心に、変化が起こった時期とその内容を説明すればよい。

▼唐代～清代の税制

税制	実施時期	内容
租庸調制	隋代の制度を継承して唐代にも実施	◎均田制に基づき、租（穀物）・庸（労役）・調（布）を徴収
兩税法	租庸調制が崩壊したため、唐代中期に実施	◎土地の私有を認め、 現住地の資産 に応じて夏・秋の2回徴収、 銭納 を原則とする
一条鞭法	明代後期の16世紀中頃に江南で実施、16世紀末に全国に普及	◎土地税（地税）と人頭税（丁税）などを一括して 銀納
地丁銀制	清の康熙帝時代に実施、雍正帝時代に全国に普及	◎1711年時点の丁口・丁税で固定し、以後増加した人丁には丁税を免除（盛世滋生人丁制） ◎人頭税を土地税の中に繰り込んで一本化 ⇒ 人頭税の廃止

■ 「なぜ」上記のような変化が起こったか？

- **租庸調制→兩税法**…租庸調制は、土地は公有であるとする均田制に基づいていたため、**荘園制（＝土地の私有）の拡大**とともに崩壊し、以後は資産（土地）に応じて課税された、という点を説明する。
- **兩税法→一条鞭法**…銀納による徴税を可能にした理由として、**貨幣経済の浸透と海外からの銀の流入**を説明する。
- **一条鞭法→地丁銀制**…上記2点に比べると優先度は高くないが、人口増加によって税制を簡略化する必要が生じたことを、字数に余裕があれば述べておきたい。

解答の組立て

解答の主軸となる要素は以下の通りである。

- 唐代には均田制が実施された
→均田制に基づき、穀物や布を徴収し、労役を課す租庸調制が実施された
- (唐代中期になると) 荘園制が拡大した
→資産に応じて課税する兩税法が採用された
- (明代には) 貨幣経済が浸透し、銀が大量に流入した
→土地税や人頭税（など諸税）を一本化して銀納させる一条鞭法が実施された
- (清代には) 人頭税を土地税に繰り込み、一括して銀納させる地丁銀制が実施された

各税制がどの王朝で実施されたものかについては必ず言及しておきたい。字数に余裕があれば、均田制は農民に土地を支給する制度であったことを補足すると、兩税法への転換の背景がより明確になる。また、銀の流入についても、日本銀・メキシコ銀といった具体例を挙げると、さらに説得力のある解答となるだろう。

解説

■ 中国史における税制とは

歴代王朝によって施行された税制は、基本的に中国が農業社会であることを前提とするものであったため、土地制度や農業生産の在り方と本質的に結びついてきた。唐代中期以降、貨幣の流通が活発になると、その影響を直接に受けた。また、税制は国家による農民の把握と不可分であったことから、兵制あるいは村落統治制度とも関係の深いものであった。

■ 租庸調制

北魏の孝文帝（位 471～99）が 485 年に実施した土地制度である**均田制**は、唐代まで国家による土地・農民支配の基本となった。北魏では土地の給付を受けた者に、夫婦を単位として税を課し、奴婢や耕牛にも一定の比率でこれらを課した。隋代に女性や奴婢・耕牛への給田が廃止されたのち、唐代になると税制は男性のみを対象として個人単位に課す**租庸調制**が行われた。租は主に粟などの穀物、調は絹や綿などの布をさし、庸は労役で支払う人頭税であり、従来の力役を整備したものであった。

均田制は、自作農民に土地を均等に支給することによって国家の統制下に置き、大土地所有を抑制しようとするものであった。しかし、経済の発展に伴う貧富の格差の拡大や慢性的な均田の不足などから、唐代中期の 8 世紀頃になると均田制は行き詰まり、土地の兼併が進んで**莊園**が拡大していった。農民の中には税負担を嫌い、大土地所有者の下に佃戸（小作人）として入る者が多くなった。その後、安史の乱（755～63）によって均田制・租庸調制は完全に崩壊していった。

■ 両税法

均田制の崩壊が甚だしくなり、それに伴って租庸調制も機能しなくなっていく中、唐の徳宗（位 779～805）の治世である 780 年、宰相の任にあった**楊炎**の献策によって、租庸調制に代わって**両税法**が採用された。両税法は、資産に応じて夏と秋の年 2 回、税を納めさせるもので、以後の中国税制の原型となった。こうして、唐朝は“土地は国家の公有”という原則から転換して、土地の私有を公認した。また、唐代中期の玄宗（位 712～56）の頃から発達してきた貨幣経済を背景に、原則として税の銭納が義務付けられたが、布による代納も多かった。唐末・五代の混乱期を経て、宋代から明代中期に至るまで、両税法は引き継がれていった。

■ 一条鞭法

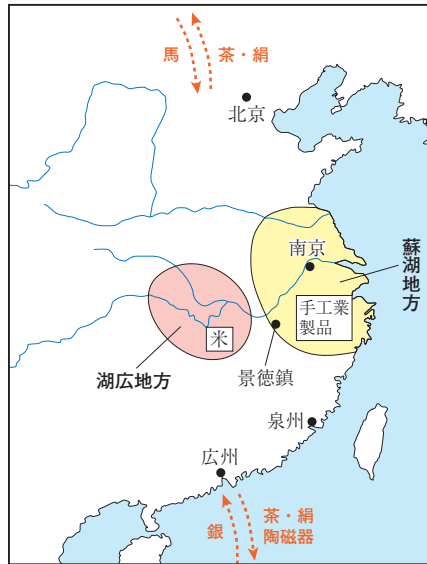
明代になると、商業・手工業の発達に伴って、貨幣経済が活発化した。とくに**日本銀**と**メキシコ銀**の大量流入により、銀が広く流通するようになった。また商品流通の活発化を背景に、長江下流域の蘇湖地方では絹

◀ **ここもチェック**

唐では、**均田制・租庸調制・府兵制**は三位一体の関係にあった。

織物や綿織物の生産が盛んになり、それに伴って、桑や綿花の栽培が行われるようになっていった。このため、蘇湖地方に代わって長江中流域の湖広地方が穀倉地帯として成長していった。こうして、農業自体もかつての穀物生産を中心とした形態から、商品作物の栽培なども行われる形態へと変化していった。農村部にも**貨幣経済が浸透**する中、16世紀中頃にまず江南で**一条鞭法**が実施され、同世紀末までには全国に普及した。これは、土地税（地税）や人頭税（丁税）などの諸税を一本化して銀で納めさせるものであった。

▼明・清代の産業と経済



■地丁銀制

清代に入り社会の安定とともに人口が増加すると、税制はさらに簡略化されることとなった。康熙帝（位 1661～1722）は、無産者の増加や大土地所有者の不正申告などにより農民の人数を正確に把握することができず、人頭税の徴収が困難となっていたことから、人丁の数を1711年の数で固定し、それ以降増加した人丁には人頭税を免除する**盛世滋生人丁**制を施行した。このことにより人頭税（丁銀）が固定されたため、これを土地税（地銀）の中に繰り込んで一本化し、銀で納めさせる**地丁銀制**が施行された。こうして、土地と人に対する課税という、中国の伝統的な二本立ての税制に終止符が打たれることとなった。

▶ **プラスα**

一条鞭法が実施された要因の1つとして、官僚が俸給を銀で支給するよう求めたことが挙げられる。

▶ **プラスα**

人頭税が固定化されたことで、税負担から逃れていた人々が戸籍登録を行い、人口はさらに増大した。